

第10回合併協議会 会議資料

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第10回 高富町・伊自良村・美山町合併協議会

日 時 平成14年6月3日(月)
午後1時30分～3時30分
場 所 高富町役場3階大会議室

1. 開 会
2. あいさつ
3. 新委員委嘱
4. 議 題

報告事項

報告第19号 第7回新市名称候補選定小委員会報告について

承認事項

承認第1号 平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会決算について

協議事項

協議第8号 新市の名称について(継続協議)

協議第17号 公共的団体等の取扱いについて(継続協議)

協議第22号 (仮称)新市まちづくり計画について(継続協議)

協議第28号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議)

協議第31号 防災関係事業の取扱いについて

協議第32号 地域情報化関係事業の取扱いについて

協議第33号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第34号 保健・環境関係事業 の取扱いについて

協議第35号 公共施設の名称等の取扱いについて

確認事項

第11回合併協議会開催日程等について

5. そ の 他
6. 閉 会

高富町・伊自良村・美山町合併協議会委員名簿

平成14年5月14日現在

役職名	氏名	町村名	選出区分	備考
会長	山崎 通 <small>やまざき とおる</small>	高富町	高富町長	
副会長	矢口 貢男 <small>やくち つぐお</small>	美山町	美山町長	会長職務代理者
	村橋 忠夫 <small>むらはした だお</small>	伊自良村	伊自良村長	
委員	久保田・(ひとし) <small>くぼた</small>	高富町	高富町議会議長	
	渡辺 政勝 <small>わたなべ まさかつ</small>		高富町議会議員	
	武山 和行 <small>たけやま かずゆき</small>		高富町議会議員	
	藤岡 功 <small>ふじおか いさお</small>		学識経験者	
	杉田 實男 <small>すぎた じつお</small>		学識経験者	
	平野 元 <small>ひらの はじめ</small>		学識経験者	
	三井 怜子 <small>みつい としこ</small>		学識経験者	
	高橋 稔 <small>たかはし みのる</small>	伊自良村	伊自良村議会議長	
	横山 善道 <small>よこやま よしみち</small>		伊自良村議会議員	
	川島 清夫 <small>かわしま きよお</small>		伊自良村議会議員	
	山崎 雄作 <small>やまざき ゆうさく</small>		学識経験者	
	船戸 繁俊 <small>ふなと しげとし</small>		学識経験者	
	上野 政幸 <small>うえの まさゆき</small>		学識経験者	
	棚橋 壽子 <small>たなはし ひさこ</small>		学識経験者	
	長屋 孝 <small>ながや たかし</small>	美山町	美山町議会議長	
	大西 克巳 <small>おおにし かつみ</small>		美山町議会議員	
	小森 英明 <small>こもり ひであき</small>		美山町議会議員	
	河口 衛 <small>かわぐち まもる</small>		学識経験者	
	高瀬 茂 <small>たかせ しげる</small>		学識経験者	
	花村 進 <small>はなむら すずむ</small>		学識経験者	
	石神 みち子 <small>いしがみ ちこ</small>		学識経験者	
	坂 正光 <small>ばん まさみつ</small>	岐阜県	学識経験者	地域県民部振興室長
	平光 節夫 <small>ひらみつ せつお</small>		学識経験者	岐阜地域振興局振興課長

役職名	氏名	備考
顧問	山田 忠雄 <small>やまだ ただお</small>	岐阜県議会議員

第7回新市名称候補選定小委員会報告について

- 1．開催日時 平成14年5月21日（火）
午後1時30分～午後2時43分
- 2．開催場所 高富町役場4階 議会全員協議会室
- 3．協議内容 新市名称候補選定について（継続協議）
- 4．協議結果

はじめに、新市名称候補選定の参考にするため、岐阜女子大学教授の丸山氏より地名の由来等についての講義を受けた。

合併協議会に提案する名称候補については、慎重に協議、調整を行った結果、別紙のとおり10候補が決定された。

決定された10候補については、合併協議会委員各位に通知後、記者発表を行い、6月3日開催予定の第10回合併協議会に提案することが確認された。

新市名称候補

新市名称候補選定小委員会

表 記	呼 称
岐 山	ぎ ざ ん
北 岐 阜	き た ぎ ぶ
ぎ ぶ 山 県	ぎぶやまがた
岐 北	ぎ ほ く
新 山 県	しんやまがた
富 自 美	ふ じ み
み の 山 県	みのやまがた
美濃やまがた	みのやまがた
美 濃 山 県	みのやまがた
山 県	や ま が た

呼称の50音順

新市名称候補の主な選定理由

* 掲載順位は呼称の五十音順

岐 山 (ぎざん)

岐山の地名は古代中国(周)の故事にあり、信長が岐阜を命名したときにも、この故事になった。

岐山は、岐阜の「岐」と山県郡の「山」を組み合わせた。

簡単で覚えやすく書きやすい。

岐阜県の中でも山々の美しい市という思いを込めて。

北 岐 阜 (きたぎふ)

岐阜市の北にあり、名称から地理的な位置を想像しやすい。

県庁所在地である岐阜市に隣接する市ということで発展しているイメージがある。

「北」を冠することで、岐阜市から独立したイメージがある。

全国にも同趣旨の市名があるが、都道府県名を書かなくても全国的に認知しやすい。

ぎ ぶ 山 県 (ぎぶやまがた)

山県郡という郡名を残す。

「山県」の名は、古代以来当地を表す歴史的な呼称である。

山形県山形市と区別するために、「ぎぶ」を冠して岐阜県にある山県市であることを強調した。

わかりやすくソフトな表現にするために「ぎぶ」はひらがなで表記した。

岐 北 (ぎほく)

岐阜市の北にあり、名称から地理的な位置を想像しやすい。

既に「岐北」という名称をつけた施設、団体等が存在し広く知られており、知名度がある。

覚えやすく書きやすい。慣れ親しんでいる。

県名を書かなくても全国的に認知しやすい。

新 山 県 (しんやまがた)

山県郡という郡名を残す。

「山県」の名は、古代以来当地を表す歴史的な呼称である。

新しい気持ちで新たにスタ-トするということで「新」を冠する。

山形県山形市と区別するために、「新」を冠する。

富 自 美 (ふじみ)

3 町村の町村名の意味の良い字を 1 字ずつ残し、永く記憶に留める。
自然に富む美しい街をイメージできる。

3 町村の人々が、自分たちで力を合わせ豊かな富を築き美しい郷土をつくる。
「ふじみ」は、「不死身」を連想させ、永遠にたくましく発展する力強さを表す。

み の 山 県 (みのやまがた)

山県郡という郡名を残す。

「山県」の名は、古代以来当地を表す歴史的な呼称である。

山形県山形市と区別するために、「みの」を冠して岐阜県美濃地方にある山県市であることを強調した。

わかりやすくソフトな表現にするために「みの」はひらがなで表記した。

美濃やまがた (みのやまがた)

山県郡という郡名を残す。

「山県」の名は、古代以来当地を表す歴史的な呼称である。

山形県山形市と区別するために、「美濃」を冠して岐阜県にある山県市であることを強調した。

わかりやすくソフトな表現にするために「やまがた」はひらがなで表記した。

美 濃 山 県 (みのやまがた)

山県郡という郡名を残す。

「山県」の名は、古代以来当地を表す歴史的な呼称である。

山形県山形市と区別するために、「美濃」を冠して岐阜県美濃地方にある山県市であることを強調した。

岐阜県「美濃」地方の「山県」であることをわかりやすく素直に表現した。

山 県 (やまがた)

山県郡という郡名を残し、郡名をそのまま市名とする。

「山県」の名は、古代以来当地を表す歴史的な呼称である。

長年慣れ親しんだ名称であり、愛着がある。

わかりやすく、覚えやすい。違和感が少ない。

参 考

新市名称候補応募件数

(応募総数 4 , 0 0 2 件)

掲載順位は呼称の 5 0 音順

応募件数は、表記の件数

名 称	応募件数 (件)
岐 山	3 5
北 岐 阜	3 6
ぎ ぶ 山 県	9
岐 北	2 3 4
新 山 県	1 4
富 自 美	5 0
み の 山 県	8
美濃やまがた	1 7
美 濃 山 県	4 9
山 県	2 2 1

平成 13 年 度

高富町・伊自良村・美山町合併協議会会計
歳 入 歳 出 決 算 書

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

平成 13 年 度

高富町・伊自良村・美山町合併協議会会計
歳入歳出決算審査意見書

高富町・伊自良村・美山町合併協議会監査委員

平成 1 4 年 5 月 2 4 日

高富町・伊自良村・美山町合併協議会
会長職務代理者
副会長 美山町長 矢口貢男様

高富町・伊自良村・美山町合併協議会
監査委員 山田晃稔

高富町・伊自良村・美山町合併協議会
監査委員 浅野弘

平成 1 3 年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会会計歳入歳出
決算の審査意見について

高富町・伊自良村・美山町合併協議会財務規程第 1 0 条の規定により審査に
付された平成 1 3 年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会会計歳入歳出決算
について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会会計歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会会計歳入歳出決算書

第2 審査の期日

平成14年5月24日

第3 審査の方法

審査にあたっては、平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸帳簿等により、決算計数の正確性 収入支出の合法性 予算執行の的確性 予算執行の効率性の観点で総括的に審査した。

第4 審査の結果

審査に付された平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書は、いずれも高富町・伊自良村・美山町合併協議会財務規程に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合し、かつ、正確であることを認めた。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会会計

平成13年度 高富町・伊自良村・美山町合併協議会会計 歳入歳出決算書

歳入

款	項	予 算 現 額
1 負 担 金		31,999,000
	1 負 担 金	31,999,000
2 諸 収 入		1,000
	1 諸 収 入	1,000
3 国 県 支 出 金		
	2 県 支 出 金	
歳 入 合 計		32,000,000

(単位:円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
22,846,000	22,846,000			9,153,000
22,846,000	22,846,000			9,153,000
1,872	1,872			872
1,872	1,872			872
2,500,000	2,500,000			2,500,000
2,500,000	2,500,000			2,500,000
25,347,872	25,347,872			6,652,128

歳出

款	項	予 算 現 額
1 運 営 費		16,741,000
	1 会 議 費	3,130,000
	2 事 務 費	13,611,000
2 事 業 費		14,859,000
	1 事 業 推 進 費	14,859,000
3 予 備 費		400,000
	1 予 備 費	400,000
歳 出 合 計		32,000,000

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額

303円
円

(単位:円)

支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
12,019,466		4,721,534	4,721,534
1,780,559		1,349,441	1,349,441
10,238,907		3,372,093	3,372,093
13,328,103		1,530,897	1,530,897
13,328,103		1,530,897	1,530,897
		400,000	400,000
		400,000	400,000
25,347,569		6,652,431	6,652,431

平成13年度 高富町・伊自良村・美山町合併協議会会計 歳入歳出決算事項別明細書
歳入

款	項	目	予 算			現 計
			当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越財源 充当額	
1 負担金			31,999,000			31,999,000
	1 負担金		31,999,000			31,999,000
		1 負担金		31,999,000		
2 諸収入			1,000			1,000
	1 諸収入		1,000			1,000
		1 諸収入		1,000		
3 国県支出金						
	2 県支出金					
		1 県補助金				
歳 入 合 計			32,000,000			32,000,000

(単位：円)

額		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
節						
区 分	金 額					
		22,846,000	22,846,000			
		22,846,000	22,846,000			
		22,846,000	22,846,000			
1 町村負担金	31,999,000	22,846,000	22,846,000			1 高富町 12,197,000 2 伊自良村 1,680,000 3 美山町 8,969,000
		1,872	1,872			
		1,872	1,872			
		1,872	1,872			
1 預金利子	1,000	1,872	1,872			1 預金利子
		2,500,000	2,500,000			
		2,500,000	2,500,000			
		2,500,000	2,500,000			
1 県補助金		2,500,000	2,500,000			1 合併協議会支援交付金
		25,347,872	25,347,872			

歳出

款	項	目	予 算				現
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	
1 運営費			16,551,000			190,000	16,741,000
	1 会議費		3,130,000				3,130,000
		1 会議費	3,130,000				3,130,000
	2 事務費		13,421,000			190,000	13,611,000
		1 事務費	13,421,000			190,000	13,611,000
	2 事業費			15,049,000			190,000
1 事業推進費			15,049,000			190,000	14,859,000
		1 事業推進費	15,049,000			190,000	14,859,000
3 予備費			400,000				400,000
	1 予備費		400,000				400,000
		1 予備費	400,000				400,000
歳 出 合 計			32,000,000				32,000,000

(単位：円)

額		支出済額	翌年度繰越額			不用額	備考
節			継続費 通次 繰越	繰越 明許費	事故 繰越		
区分	金額						
		12,019,466				4,721,534	
		1,780,559				1,349,441	
		1,780,559				1,349,441	
1 報酬	1,668,000	1,242,000				426,000	
9 旅費	206,000	130,000				76,000	
11 需用費	248,000	119,599				128,401	
13 委託料	1,008,000	288,960				719,040	
		10,238,907				3,372,093	
		10,238,907				3,372,093	
3 職員手当等	5,000,000	2,301,560				2,698,440	
8 報償費	19,000	17,934				1,066	
9 旅費	896,000	571,305				324,695	
11 需用費	718,000	594,493				123,507	
12 役務費	550,000	491,002				58,998	
13 委託料	996,000	964,950				31,050	
14 使用料及び賃借料	632,000	620,879				11,121	
15 工事請負費	1,400,000	1,368,150				31,850	
18 備品購入費	3,400,000	3,308,634				91,366	
		13,328,103				1,530,897	
		13,328,103				1,530,897	
		13,328,103				1,530,897	
8 報償費	13,000	5,560				7,440	
9 旅費	580,000	347,700				232,300	
11 需用費	2,316,000	2,058,010				257,990	
12 役務費	1,250,000	384,180				865,820	
13 委託料	10,500,000	10,341,503				158,497	
14 使用料及び賃借料	200,000	191,150				8,850	
						400,000	
						400,000	
						400,000	
		25,347,569				6,652,431	

平成 13 年度 実質収支に関する調書

高富町・伊自良村・美山町合併協議会会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	25,348
2 歳	出 総 額	25,348
3 歳	入 歳 出 差 引 額	0
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逡次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5 実 質 収 支 額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定 に よ る 基 金 繰 入 額	

【実質収支に関する調書】

(仮称)新市まちづくり計画<素案>

平成14年6月

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

目 次

I	序 論	2
1	時代の潮流	2
2	合併の必要性和効果	4
3	住民の意向	5
4	計画の策定方針	7
II	新市の概況	8
1	新市の概況	8
2	広域圏における位置付け	11
3	新市の課題	12
III	まちづくりの基本方針	14
1	基本方針策定の視点	14
2	まちづくりの基本理念	15
3	まちづくりの基本方針	16
4	まちづくりの推進に向けて	18
IV	まちづくりの主要施策	19
1	健やかで安らかなまちづくり	19
2	便利で快適なまちづくり	22
3	豊かで美しい自然を守るまちづくり	25
4	活力あふれる産業のまちづくり	27
5	豊かな心と文化を育むまちづくり	29
6	重点プロジェクト	31
V	新市における岐阜県事業の推進	32

序 論

1 時代の潮流

(1) 地方分権と独自の地域づくり

地方分権は、いまや時代の大きな流れとなっています。地方分権の推進により、その主体となる地方自治体の権限と責任は大きく拡大します。地域の自主性、自立性を確立し、新たな地域経営の視点から独自の地域づくりの戦略を策定し運営していくためには、多様な人材の育成や企画部門の拡充などの行政能力の質的・量的向上が望まれます。

(2) 少子・高齢化の進行

わが国においては、少子・高齢化が急速に進行しています。高齢者の増加により、生きがいやゆとりのある生活やふれあいなど心の豊かさを重視する傾向はより強まるものと考えられます。反面、生産年齢人口の減少に伴う経済力の低下や福祉・医療などに要する財政的負担の増大が、地域社会づくりにとって大きな課題となっています。

(3) 情報化

情報通信基盤の整備と情報技術の目覚ましい進歩によるインターネットなどの急速な普及によって、容易に世界各地と情報交換が可能な新しいネットワーク社会が創られつつあります。高度情報技術が社会のあらゆる面で活用される新たな情報化社会の構築のため、地域においても、情報通信基盤の構築、行政の情報化などが求められています。

(4) 国際化

情報化の進展と高速交通ネットワークの整備により、経済、文化、生活などあらゆる分野において地球規模での交流が拡大しています。交流の主体も、国と国のレベルに止まらず、地域と地域、組織と組織、個人と個人のレベルまで広がっています。国際社会に対応できる人材の育成が課題となっています。

(5) 成熟化

住民の価値観や生活スタイルは多様化しており、これらに対応する広汎で多

様な行政サービスが求められています。さらに、地域情報化、環境問題、高齢社会に対応した福祉政策など新たな行政課題が発生しています。

2 合併の必要性和効果

(1) 行財政能力の向上と総合的施策の実施

地方分権の推進による権限と責任の委譲を踏まえ、これからの地方自治体は、より一層の行財政能力の向上が求められます。しかし、昨今の厳しい財政状況の中で、地域の自主・自立力を高めるためには、高富町、伊自良村、美山町の3町村が合併して行財政能力を強化し、総合的かつ効果的な施策による地域づくりを行っていく必要があります。

(2) 多様化・高度化する行政ニーズへの対応

少子・高齢化、情報化、国際化、成熟化等に伴う多様で高度な行政ニーズの増大に対応するためには、住民に身近なサービスを提供する地方自治体が、行政組織や運営の効率化、総合的な施策の企画と実施、専門職員の育成や弾力的配置などによって行政能力を向上する必要があります。3町村の合併は、その有効な手段となります。

また、市町村合併に際しての国や県の財政支援を活用して、各種の社会・生活基盤を整備拡充することによって、多様で高度なサービスを住民が享受する機会が広がる効果も期待できます。

(3) 地域の一体化による活力の向上

高富町、伊自良村、美山町の3町村は、同じ山県郡にあって、これまでも広域行政を進めてきた実績があり、経済・文化・生活の面でも結びつきが強く、豊かな自然資源などの共通する魅力を持っています。これからのまちづくりは、さらに地域の一体化と活性化を図り、地域の魅力と競争力を高めていくことが求められています。3町村の合併により、総合的なまちづくりを推進することによって、より水準の高い生活の実現と地域の発展が期待されます。

3 住民の意向(「新しいまちづくりに関する住民意識調査」結果の要旨)

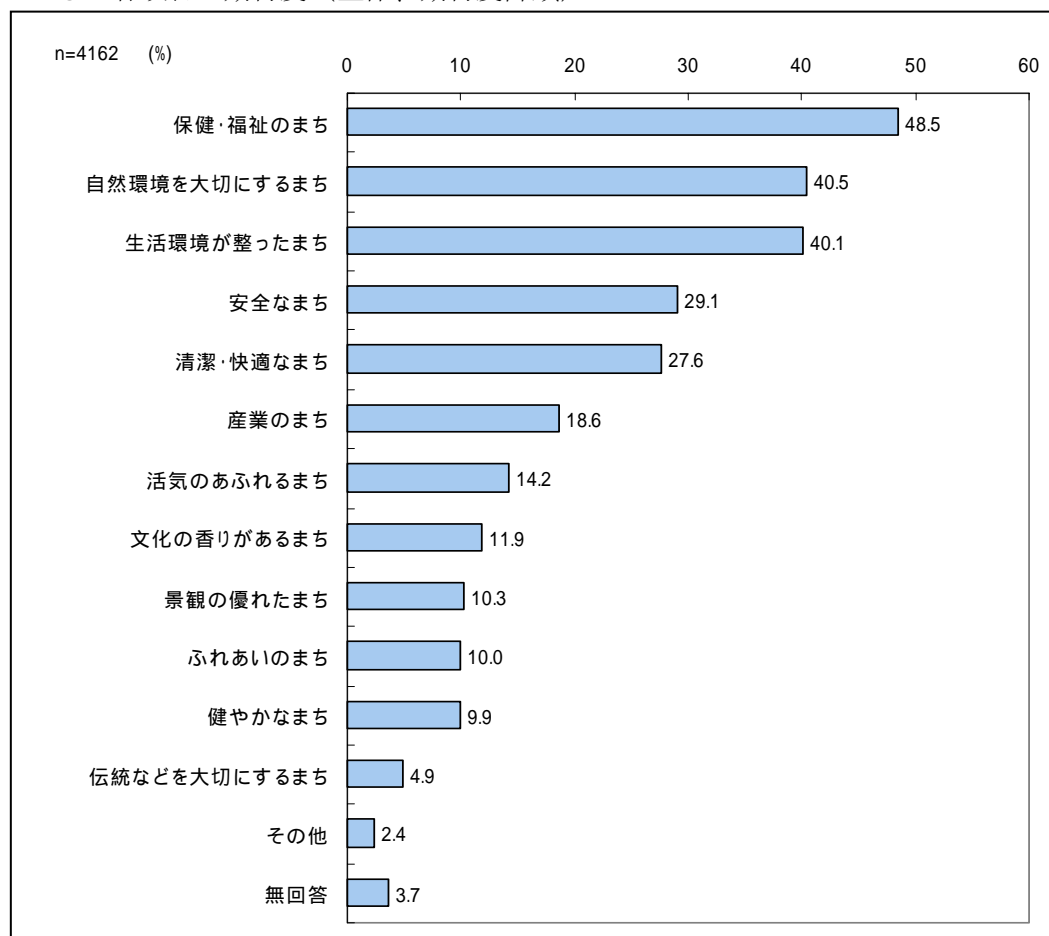
(1) 調査目的・対象・方法

この住民意識調査は、合併による新市の対象区域である山県郡3町村の住民の町村合併への関心や地域の将来像についての意向などを把握し、新市将来構想・建設計画策定の基礎資料とするとともに、町村合併に対しての住民の関心を高めることを目的として、平成13年10月、山県郡3町村内の全世帯(8,622世帯)を対象に実施したものです。このうち回収有効数は4,162票で、回収率48.3%でした。

(2) 合併後の新市の将来イメージ

望ましいと考えられている新市の将来像は、「健康づくりや子供・お年寄りなどを大切にする保健・福祉のまち」、「緑豊かな自然環境を大切にするまち」、「道路、公園、上下水道などの生活環境が整ったまち」が将来イメージの回答の中で上位を占めています。

○ 各項目の期待度(全体、期待度降順)



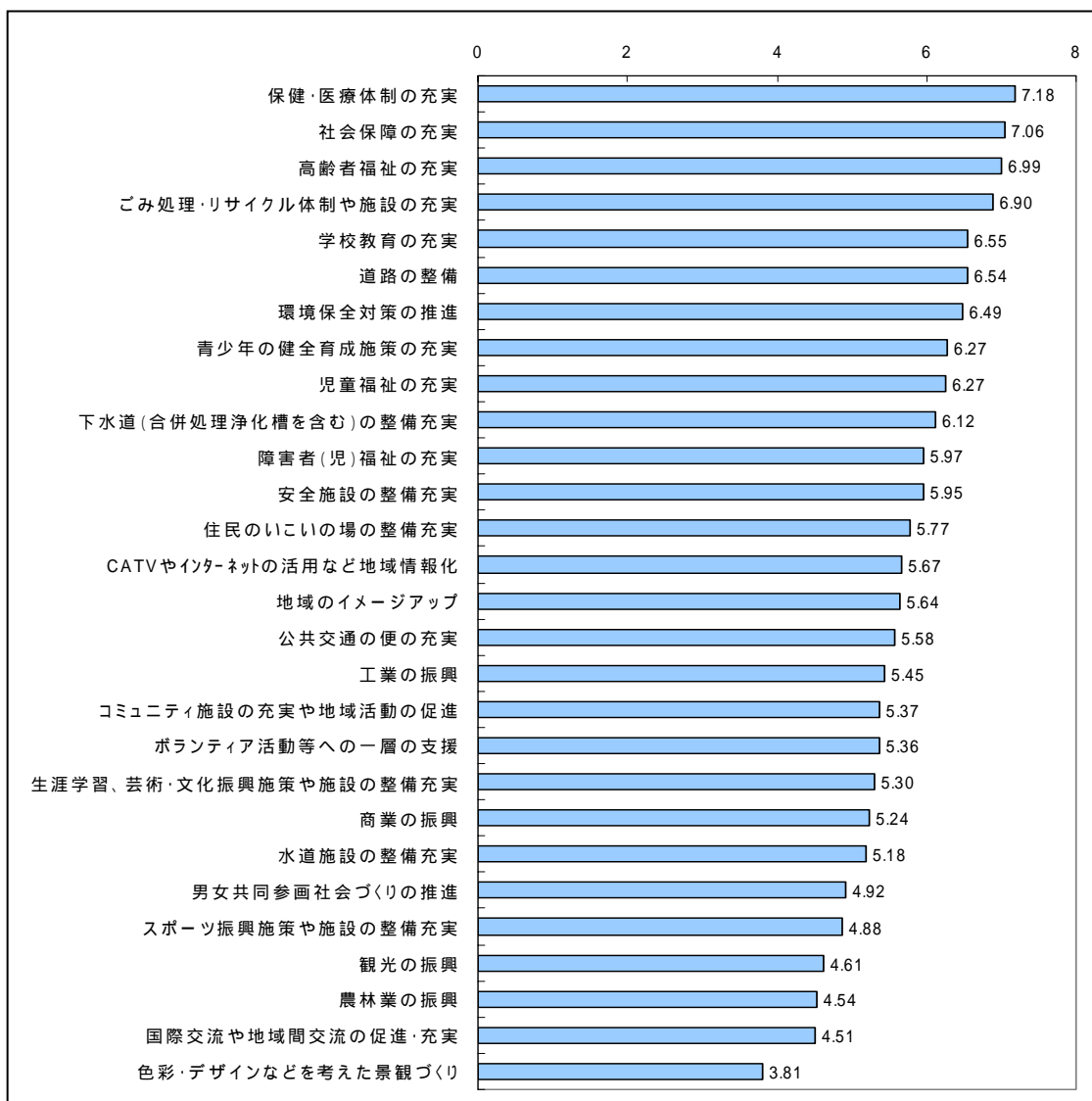
(3) 町村合併に期待すること

「行政事務の効率化による経費削減」、「各種行政サービスの充実と安定的提供」、「道路・公共施設など広域的視点からのまちづくり」に対して、多くの期待が寄せられています。

(4) 合併による新市の施策充実化への期待

合併による新市の施策の中で充実が期待されている施策は、分野別では「保健・医療・福祉分野」、「生活環境分野」、「文化・人づくり分野」の順に多くの期待が寄せられており、各分野の中の施策では「保健・医療体制の充実」、「社会保障の充実」、「高齢者福祉の充実」などの期待が高い結果となって示されています。

○ 各項目の期待度 (全体、期待度降順) (単位: ポイント)



4 計画の策定方針

(1) 計画の趣旨

新市まちづくり計画（仮称）は、高富町、伊自良村、美山町の合併後の新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、3町村の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

なお、新市のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する基本構想や基本計画などに委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、基本方針実現のための主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成15年度から平成24年度までの10年間とします。

(4) その他

新市のまちづくりの基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視点に立つものとします。

また、新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとします。

新市の概況

1 新市の概況

(1) 位置と地勢

新市は、岐阜市の北側に隣接する位置にあり、J R岐阜駅から約9～34kmの範囲に広がっています。地勢は山地丘陵部が多く、北端の日永岳 1,216mを最高峰として枝状の山地と、長良川支流の武儀川、鳥羽川、伊自良川沿いの平坦地で構成されています。

(2) 面積

新市は、南北方向約25km、東西方向約14kmの範囲に広がり、約22,204haの面積を有しています。地目別では農用地約6%、森林約84%、宅地約3%、道路約2%となっています。

(3) 交通

新市の道路状況は、南北方向が岐阜市と新市をつなぐ国道256号及び主要地方道岐阜美山線、東西方向は新市と関市、武儀郡及び本巣郡をつなぐ国道418号及び主要地方道関本巣線等が縦横に通り、広域連絡や地域内連絡のための重要な幹線道路となっています。

また、東海環状自動車道の(仮称)高富インターチェンジが計画されており、将来の広域交通拠点として新市の発展にとって重要な役割を果たすものと思われます。

(4) 人口と世帯数

平成12年国勢調査によると、3町村の総人口は30,951人です。平成7年までは増加を続けていましたが、平成7年から平成12年にかけては1.8%の減少に転じています。また、世帯数は9,290世帯で、増加を続けていますが、核家族化の進行により1世帯当りの人員は減少しています。

○ 人口・世帯数の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
人口 (人)	30,592	30,989	31,534	30,951
変化率 (%)	3.1	1.3	1.8	-1.8
世帯数 (世帯)	7,856	8,155	8,708	9,290
1世帯当り人員 (人)	3.89	3.80	3.62	3.33

資料：国勢調査

年齢別の構成比を見ると、14歳以下の年少人口は15.2%、15歳から64歳までの生産年齢人口は65.5%、65歳以上の高齢者人口は19.3%となっています。岐阜県全体の値と比較すると、14歳以下の年少人口は少なく、65歳以上の高齢人口は多くなっており、平成2年の国勢調査の時点より少子・高齢化がさらに進行しています。

○ 年齢別人口（3区分）

国勢調査		総数	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
		人口 (人)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
新市	平成2年	30,989	6,164	19.9	20,472	66.1	4,353	14.0
	平成12年	30,951	4,696	15.2	20,198	65.5	5,937	19.3
県計	平成2年	2,066,596	387,665	18.8	1,415,333	68.5	262,594	12.7
	平成12年	2,107,687	319,680	15.4	1,378,615	66.3	382,107	18.4

資料：国勢調査

(5) 産業

就業人口は、県全体に比べ第2次産業の割合が高くなっているのが特徴です。

就業人口の全体数は昭和60年以降増加していますが、第1次産業、第2次産業の就業人口は減少し、第3次産業の就業人口は増加しています。

○ 産業別大分類就業人口

単位：人、%

年	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
昭和60年	15,338	1,268	8.3%	7,988	52.1%	6,076	39.6%
平成2年	15,688	923	5.9%	8,096	51.6%	6,664	42.5%
平成7年	16,279	846	5.2%	7,865	48.3%	7,567	46.5%

資料：国勢調査

製造業は、事業所数・従業者数とも減少傾向にあり、製品出荷額は近年減少に転じています。業種別では、食料品、家具装備品、プラスチック、衣服、

木材木製品、金属、一般機械器具などの製造品出荷額が多くなっています。

商業は、商店数はほぼ横ばい、従業者数は増加しているものの、年間販売額は近年減少に転じています。

新市の主な観光レクリエーションの資源は、自然環境では、北部に広がる広大な森林や伊自良湖、溪流などの水が挙げられ、主な施設としては、四国山香りの森公園、伊自良キャンプ場、グリーンプラザみやま、ふれあいバザール、3箇所のゴルフ場などがあります。

2 広域圏における位置付け

(1) 県政の指針との関連

県政の指針（平成11年3月策定、平成11年度～平成15年度）は、「便利な・元気な・安らかな」という三つの「な」と「美しい・温かい・楽しい」という三つの「い」を備えた「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を目指すとしています。

新市を含む岐阜圏域の将来像は、「ファッション・デザイン文化を発信する安らかな県都創造圏」を基本目標とし、「ファッション・デザイン文化を発信する“県都圏づくり”」、「福祉・健康分野の機能集積を生かした“総合的な福祉モデル圏”の形成」、「VR、生命科学などの拠点や大学と連携した新産業の創出と既存産業の活性化」を期待される振興方向としています。

圏域北部においては、福祉・健康分野などの機能集積を生かした「総合的な福祉モデル圏」の形成が期待されるとしています。

また、交通基盤づくりとして、東海環状自動車道の整備促進が当面の取り組みとして位置づけられています。（仮称）高富インターチェンジの整備により広域交流の機会が飛躍的に増大し、新市の発展の基盤となることが期待されます。

(2) 岐阜地域第4次広域市町村圏計画との関連

新市を含む岐阜地域の広域市町村圏計画（平成13年3月策定、基本構想：平成13年度～平成22年度）では、その基本目標を「個性の調和が織りなす県都交流圏の創造」として、恵まれた資源を有効利用し、地域（市町村）の個性を尊重しつつ、相互の連帯により圏域の調和のとれた発展を図るとしています。

当該計画の中で、新市を構成する山県郡3町村は、それぞれ次のような役割を担うこととされています。

＜高富町＞東海環状自動車道の建設を促進し、流通・倉庫業等の産業の発展を図るとともに、緑豊かな自然を生かし、快適な都市近郊型住宅地、福祉・スポーツ・レクリエーションの地としての役割を担う。

＜伊自良村＞農産物の供給地、また伊自良湖を中心としたレクリエーション地はもとより文化の発信地として活気ある圏域の一端を担う。

＜美山町＞工業製品および林産加工品の供給地としての役割とともに、恵まれた自然環境やキャンプ場などの施設を生かした観光・レクリエーション地としての役割を担う。

3 新市の課題

(1) 高齢社会への対応

新市において高齢化は県全体に比して速く進行するものと思われます。住民意識調査でも福祉・保健・医療への期待は最も高くなっています。高齢者や障害者を含めたすべての住民が安心して生きがいを持って暮らせるように、地域に根ざした福祉施策を推進していく必要があります。

(2) 快適で便利な生活環境整備

新市においては、まちづくりの基礎となる社会基盤の整備・充実が必要です。住民意識調査でも道路や下水道を始めとする社会基盤・生活基盤の整備を望む声が高くなっています。活力あるまちづくりを進めるために、さらなる人口定着を図り、快適で魅力ある社会・生活基盤を整備していく必要があります。

(3) 自然環境の保全

自然環境の保全は地球規模の課題となっています。新市においても、住民の快適で安全な生活を守り、やすらぎやレクリエーション、さらには産業の場として活用するため、新市の貴重な資源である森林、河川などの自然環境を保全していく必要があります。また、省資源・リサイクルを推進し、自然と共生する循環型社会の形成が求められています。

(4) 地域産業の振興・育成

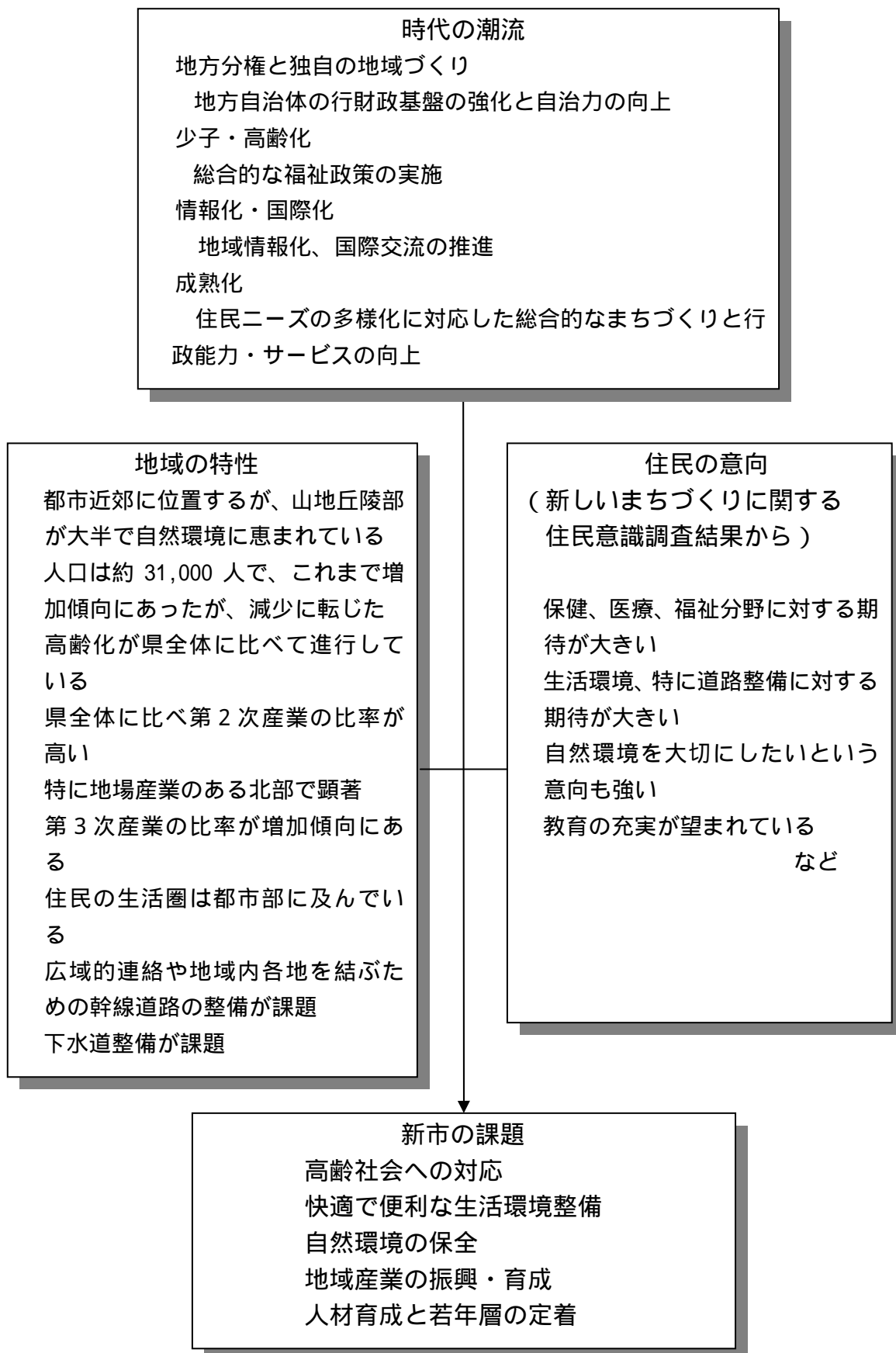
活力あるまちづくりのためには、産業の活性化による経済的基盤の強化が必要です。長引く景気停滞のなか経営環境は悪化しており、後継者や若年労働力の不足などの課題も抱えています。農林業や地場産業の活力を向上する施策を推進するとともに、外部からの産業立地の促進も望まれます。

(5) 人材育成と若年層の定着

21世紀に新たに誕生する新市のまちづくりを担う人材の育成と意識改革は、あらゆる分野において取り組んでいかなければならない重要な課題です。

また、若年層の減少は、地域全体の活力と魅力を低下させる要因となります。魅力のある教育の場、就業の場、生活の場を充実し、さらに子供が健全に成長できるまちづくりによって、若年層の定着を図る必要があります。

計画の前提と課題のまとめ



まちづくりの基本方針

1 基本方針策定の視点

(1) 時代の潮流を踏まえた長期的視点

地方分権、少子・高齢化、国際化、情報化などの時代の潮流を踏まえ、多様なまちづくりの課題に対して、長期的視点に立った総合的な取り組みによって対応します。

(2) 地域の課題への対応

地域の特性や住民意識調査結果から導き出された新市の課題に的確に対応します。

(3) 地域の特長を活かし発展させる取り組み

新市は、都市近郊の住宅地、豊かな森林資源、商業集積や内陸工業地などの産業基盤、レクリエーション施設などの特長を持ち、さらに交流拠点としての可能性を有しています。

合併した地域間の結びつきを強め、新市としての一体的な発展を図るとともに、こうした地域の特長を生かし、それぞれの活力を高めます。

(4) 既存の計画・施策の継続

既に策定・実施されている広域計画や3町村の総合計画は尊重されるべきであり、新市においても原則として計画や施策の継続性について配慮します。

2 まちづくりの基本理念

豊かな自然と活力ある都市が調和した

『安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくり』

時代はいま、地方分権、少子・高齢化、国際化、情報化、成熟化の進展など大きな転換期を迎えています。21世紀に新しく誕生する新市は、このような社会の変化に適切に対応し、新たな意識を持って生き生きとした住みよいまちづくりを目指します。

新市は、みどり豊かな森林、美しい清流などの自然環境に恵まれた地域と、住宅や産業基盤などが集積した都市の活力を有する地域を併せ持っています。このような地域の特長と可能性を生かし、それぞれの調和を図りつつ、総合的な発展を目指します。

新市は、住民一人ひとりが生涯を通じて安らぎを感じられる福祉社会の実現を目指すとともに、快適で便利な生活を享受できるまちづくりを目指します。

こうしたことから、**豊かな自然と活力ある都市が調和した『安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくり』**を新市のまちづくりの基本理念とします。

3 まちづくりの基本方針

- (1) 健やかで安らかなまちづくり
- (2) 便利で快適なまちづくり
- (3) 豊かで美しい自然を守るまちづくり
- (4) 活力あふれる産業のまちづくり
- (5) 豊かな心と文化を育むまちづくり

(1) 健やかで安らかなまちづくり

日常的な健康管理によって、より多くの人が健康な生活が営めるように、保健・医療体制を整備します。高齢者や障害者など社会的に立場の弱い方々の不安を解消し、だれもが安心して生きがいを持って暮らせる地域社会づくりを進めます。福祉活動の拠点として既存施設の有効利用を図り、地域に根ざした福祉施策を展開します。さらに、少子化対策として子育て支援を進めます。

また、住民生活の安全を守る基本施策として、災害や犯罪など各種の緊急事態に対する体制を整備し、安全安心のまちづくりを進めます。

(2) 便利で快適なまちづくり

新市の一体的な結びつきの強化と広域交通の利便性の向上を図るため、幹線道路網の改良整備を行います。さらに東海環状自動車道の整備促進を働きかけ、(仮称)高富インターチェンジの早期開設を目指します。また、新市の重要な公共交通機関であるバスの利便性の向上を図ります。

上・下水道、住宅などの整備を進めて、快適な居住環境づくりを推進します。

今後ますます進展する高度情報化に対応するため、地域情報化施策を進め、住民生活や産業活動のニーズに対応した情報ネットワークを拡充します。

また、多様化する行政需要に対応するため、行政サービスの一層の向上を図ります。

(3) 豊かで美しい自然を守るまちづくり

新市の豊かで美しい自然環境を保全するとともに、共生・交流体験やレクリエーション活動の場として活用を図ります。

また、下水道整備による水質保全を始め河川環境の浄化を推進します。

循環型社会の構築を目指し、省資源・リサイクルを推進します。

(4) 活力あふれる産業のまちづくり

地場の主要な産業である農林業や中小企業を支援するとともに、新たな産業の立地を図り、活力に満ちた産業が発展するまちとします。観光レクリエーションなどの多様な交流を推進する拠点を活用して、活気と魅力あふれるまちの実現を図ります。

(5) 豊かな心と文化を育むまちづくり

学校、家庭、地域社会の連携を図り、心豊かでたくましく生きる子供達の育成に努めるとともに、高度情報化や国際化等の新たな時代の変化に対応した教育を充実します。また、住民の生涯学習・スポーツなどの多様なニーズに対応した環境づくりを進めるとともに、地域に根ざした文化が育つまちとします。

4 まちづくりの推進に向けて

(1) 連携・協働体制づくり

多様で高度な課題に対応するため、地域住民や各種団体と行政が連携・協働し、地域全体で課題を解決していく体制づくりを進めます。

(2) 新市の一体化の推進

新市の住民が融和し、いち早く新市の住民としての意識が持てるように、まちづくりの基本理念を念頭に、新市の一体化のための施策を着実に推進します。

(3) 行財政改革の推進

合併による行財政の強化は、まちづくりを推進する上で重要な効果ですが、新市においても、さらに行財政の効率性を高め、強化を図る必要があります。このため、より一層職員の意識を高め、行財政改革を推進します。

また、行政の透明性の拡大や説明責任など住民から信頼される新市の行政運営に心がけます。

まちづくりの主要施策

1 健やかで安らかなまちづくり

(1) 保健・医療

多様で高度な医療ニーズに応えるため、岐北総合病院を基幹病院として各民間医療機関の連携体制を強化し、地域医療体制の整備充実に努めます。また、市民が生涯を通じて健康に暮らせるように、健康診査や健康相談等を充実します。

(2) 福祉機能の充実

新市に福祉事務所を設置し、福祉・保健・医療の連携や人材の適正配置によって総合的な福祉施策を推進します。また、福祉活動の拠点となる既存施設の有効活用や充実を図るとともに、ボランティアや福祉関係団体との協働により、地域に根ざした福祉機能の充実を図ります。シルバー人材センターについては、高齢者の生きがい対策として、その活動を支援します。

地域で支えあふれあいの広場を基本コンセプトに山県郡で取り組みを進めてきた（仮称）山県郡まるごと福祉健康村拠点施設整備事業については、新市においても引き続き推進します。

(3) 高齢者福祉

高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていけるように、生活や健康状態に応じたきめ細かな福祉サービスを行います。また、在宅介護を支援するため、新市に基幹型在宅介護支援センターを設置するとともに、美山地域の実情を踏まえ、（仮称）北部デイサービスセンターを設置します。

(4) 障害者福祉

障害者が地域社会の中で生きがいのある生活を営めるよう、相談体制の強化、在宅福祉対策の充実、自立の支援等を進めます。

また、障害者、高齢者を含めたすべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

(5) 子育て支援

母子保健の充実を図ると共に、乳幼児医療助成については小学校就学前まで

の児童を対象に実施します。

多様な保育ニーズに対応できるよう保育所の機能の拡充に努めます。また、児童厚生施設を拠点に学童保育の実施や放課後及び休日の遊び場を提供するとともに、児童厚生施設の適正配置についても検討します。

育児支援のため、一時的な保育を目的とするコミュニティママ子育てサポート事業を新市全域で実施します。

(6) 安全・防災

新市の地域防災計画（地震対策を含む。）を策定し、地域が一体となった防災体制を構築するとともに、住民自らが取り組む自主防災組織を育成します。

また、緊急時の重要な連絡手段である防災行政無線を整備するとともに、消防車、防火水槽、防災備蓄倉庫、防犯灯などの各種防災・防犯施設の計画的な整備・配置を行います。

(7) 河川・砂防事業の推進

土砂流失や崖崩れ等の災害防止のため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業を進めます。また、治水機能の強化のため河川改修を進めます。

【施策項目】	【主要事業】
保健・医療	地域医療体制の充実 健康診査、健康相談の充実
福祉機能の強化	福祉事務所の設置 基幹型在宅介護支援センターの設置
福祉施設等の整備	(仮称) 北部デイサービスセンター整備事業 養護老人ホーム美山荘改修事業 シルバー人材センター事務所改修事業 既存福祉施設の有効活用 (仮称) 山県郡まるごと福祉健康村拠点施設整備事業
高齢者福祉	高齢者福祉サービスの充実
障害者福祉	生活支援の充実 交流機会の創出 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進
子育て支援	乳幼児医療費助成事業の充実 保育サービスの充実 児童厚生施設の適正配置の検討 コミュニティママ子育てサポート事業
防災まちづくり	地域防災計画の策定

河川・砂防事業

- 防災行政無線整備事業
- 消防緊急通信指令施設整備事業
- 消防本部・南消防署整備事業
- 各種防災・防犯施設整備事業
- ヘリポート設置の検討
- 広域基幹河川改修事業（鳥羽川、武儀川）〔県事業〕
- 河川改修事業（鳥羽川、伊自良川）〔県事業〕
- 急傾斜地崩壊対策事業〔県事業〕
- 通常砂防事業〔県事業〕

2 便利で快適なまちづくり

(1) 幹線道路網等の整備促進

新市の一体的な結びつきを強化し、広域交通の利便性の向上を図るために、国道、主要地方道、県道等の幹線道路網の改良整備を行います。これにより、慢性的な渋滞を解消し、円滑な道路交通を確保するとともに、市内を環状道路で結びます。

東海環状自動車道の整備促進を働きかけ、(仮称)高富インターチェンジの早期開設を目指します。幹線道路網の改良整備は、インターチェンジへのアクセス向上にも資することになります。

幹線道路関連道路、地域間連絡道路等についても、計画的な改良整備を図ります。また、道の駅の整備についても検討します。

(2) 公共交通機関の機能充実

新市の唯一の公共交通機関であり、住民にとって重要な交通手段であるバスについては、自主運行バスの路線を拡充するとともに、市内については区間別の料金体系を導入し、利便性の向上を図ります。

路線バスについても、自主運行バスとの連携による利便性向上のため、事業者と協議を進めます。

(3) 上下水道の整備

上水道については、安定した給水を図るため、施設整備を行うとともに、伊自良地域及び美山地域において簡易水道の統合を進めます。

下水道については、既存市街地において公共下水道事業を推進します。

なお、下水道未整備地域については、早急に整備計画を策定し、順次整備を図ります。

(4) 良好な定住環境の整備

優良な宅地や住宅の整備を進めるとともに、土地区画整理事業、生活道路・公園等の公共施設整備や生活環境整備等により、暮らしやすい居住環境のまちづくりを推進します。

(5) 情報通信基盤の整備

新市全域において有線テレビ放送(CATV)を光ファイバーを基本とする

高速通信網により整備し、地上波デジタル放送、双方向通信に対応するとともに、住民生活や産業活動の高度情報化ニーズに応えるため、インターネット接続環境の飛躍的向上、福祉、教育などの各分野における情報化の推進、地域間の情報格差の是正を図ります。

(6) 行政サービスの向上

市役所と支所のネットワーク整備、行政の情報化や庁舎、公共施設の整備等によって行政サービスの向上を図ります。

【施策項目】	【主要事業】
幹線交通網の整備促進	東海環状自動車道整備及び（仮称）高富インターチェンジの建設促進 国道256号道路改築事業〔県事業〕 国道418号道路改築事業〔県事業〕 主要地方道岐阜美山線道路改築事業〔県事業〕 県道伊自良高富線道路改良事業〔県事業〕 県道神崎高富線道路改良事業〔県事業〕 交通安全事業、交通安全施設整備事業〔県事業〕 橋梁補修事業〔県事業〕 市道建設・改良事業 サイクリング・ウォーキングロード整備事業 道の駅整備の検討
公共交通機関の機能充実	自主運行バスの拡充、利便性の向上
上下水道の整備	簡易水道統合事業 上水道水源地設備改良事業 公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 農業集落排水事業 小型合併処理浄化槽事業
住環境の整備	土地区画整理事業 公営住宅建設事業 山田宅地開発事業 県営中山間地域農村活性化総合整備事業〔県事業〕
情報通信基盤の整備	有線テレビ放送（CATV）の拡充整備 高速情報通信網の整備 各分野における地域情報化の推進 移動通信用鉄塔施設整備事業
行政サービスの向上	行政情報ネットワークの構築

行政の情報化推進
庁舎、公共施設の改修・整備

3 豊かで美しい自然を守るまちづくり

(1) 森林の整備と活用

新市の豊かな自然環境の主役であるふるさとの山や森を、林業経営に対する支援を通じて計画的に保護育成します。とくに、災害防止にも寄与する間伐事業を積極的に促進します。

また、自然との共生に配慮しつつ、ふるさとの山や森が、人々の安らぎ、憩いやレクリエーション活動の場として活用されるよう、計画的に整備します。

(2) 水環境の保全

水源涵養機能を持つ森林の保全を図るとともに、下水道整備により河川環境全体の浄化を進めます。また、河川改修と併せ、潤いのある水辺の環境づくりを進めます。

(3) 循環型社会の構築

地域における総合的な環境施策の基本となる環境基本計画等の策定について研究・検討します。また、市役所庁舎において、国際的な環境管理規格であるISO14001の取得を目指します。

ごみの減量化や再資源化を進めるため、資源回収事業、生ゴミ処理機の普及などを始めとするリサイクル活動を支援し、意識の高揚を図ります。

公共施設における太陽光発電など新エネルギーの導入を進めます。

【施策項目】	【主要事業】
森林の整備と活用	水源森林総合整備事業〔県事業〕 水土保全森林緊急間伐事業 四国山香りの森公園整備事業 グリーンツーリズム拠点施設整備事業
水環境の保全	公共下水道事業（再掲） 特定環境保全公共下水道事業（再掲） 農業集落排水事業（再掲） 小型合併処理浄化槽事業（再掲） 家畜糞尿処理施設整備事業 河川環境整備事業
循環型社会の構築	環境基本計画等の策定の研究・検討 市役所庁舎におけるISO14001の取得 資源回収事業などリサイクル活動の支援

地域新エネルギー導入促進事業

4 活力あふれる産業のまちづくり

(1) 地場産業の振興

農林業の振興を図るため、生産基盤の充実を図るとともに、後継者の確保・育成や高度化・低コスト化を促進します。また、地域の環境保全に関わる課題として、森林保全のための支援を進めます。

製造業や商業などの中小企業については、商工会活動、技術・商品開発の支援や小口融資等により発展と活性化を促進します。

(2) 新たな産業立地の推進

東海環状自動車道・(仮称)高富インターチェンジ等幹線交通網の整備を活かし、地域経済を活性化する新たな産業や研究機関を誘致育成します。美山地域においては、若年労働力の定着を図るため、県営産業団地の誘致を推進するとともに、産業団地関連整備事業を進めます。

(3) 交流拠点の整備

地域の豊かな自然を活用した都市近郊型レクリエーション地域として、レクリエーション施設や観光地のネットワーク化、グリーンツーリズムなどを推進し、交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。

(仮称)高富インターチェンジ周辺が新市の活力あるまちづくりと広域交流の拠点となるよう、便利で魅力あるにぎわいの交流拠点などの効果的な配置を検討します。

【施策項目】

農林業の振興

【主要事業】

県営中山間地域農村活性化総合整備事業

[県事業] (再掲)

県営かんがい排水事業 (中濃用水) [県事業]

ふるさと林道緊急整備事業 伊自良～根尾線

[県事業]

公共林道開設事業 椿野～はじかみ線

ふるさと林道緊急整備事業 高田～斧田線

基盤整備促進事業 (農業施設、農道等)

水土保持森林緊急間伐事業 (再掲)

林業構造改善事業

商工業の振興

商工会活動の支援

産業立地の推進	小口融資 新規産業等の立地促進 県営産業団地の誘致推進 県営産業団地周辺基盤整備事業 過疎地域における固定資産税の特例制度
交流拠点の整備	土地区画整理事業（インターチェンジ周辺整備） 四国山香りの森公園整備事業（再掲） グリーンツーリズム拠点施設整備事業（再掲）

5 豊かな心と文化を育むまちづくり

(1) 教育環境の整備

心豊かでたくましく生きる子供達を育成するため、学校、家庭、地域社会の連携を図るとともに、基礎的な教育の充実のみならず、新たな時代の要請に応え、個性や創造性を伸ばす教育の実践に努めます。

新市の教育振興について総合的な取り組みを進めるとともに、研修・研究等により教員や指導者の資質を高めるため、教育委員会に（仮称）総合教育研究所を設置します。

良好な教育環境を確保するため、地域の状況に応じて、校舎の建設や改築など学校施設を整備するとともに、通学手段を確保します。

また、高度情報化社会に対応した人材を育成するため、小中学校の高速通信網等インターネット利用環境を整備し、パソコンを配備します。

(2) 生涯学習・スポーツの振興

余暇時間の増大やニーズの多様化を踏まえ、生涯学習やスポーツを振興し、その活動と交流を通じて住民の健やかな生活と地域コミュニティの形成を図ります。このため、公民館やスポーツ施設の充実整備を図るとともに、各種講座の充実や総合型地域スポーツクラブ、自主学習グループ等関係団体の活動の支援・育成に努めます。

また、学習機会やスポーツ施設の利用についての情報提供の充実を図ります。

(3) 地域文化の振興

地域の歴史と伝統を尊び、心の拠りどころとなるよう、埋蔵文化財の発掘や保護、伝承文化や伝統行事の保存に努めます。

また、人々の生活から生まれる新たな地域文化の創造を図り、新市の誇りとなるような文化を育むため、芸術文化団体や住民の芸術文化活動とネットワークづくりを支援します。

伊自良地域において文化の里整備を継続的に進めるとともに、総合的な文化施設などの施設整備を検討します。

(4) 国際交流の推進

国際感覚あふれる人づくりを進めるとともに、生活、文化など幅広い分野での多様な交流を促進します。

【施策項目】	【主要事業】
教育環境の整備	(仮称) 学校・家庭・地域社会連携推進事業 (仮称) 総合教育研究所の設置 小中学校施設整備事業 小中学校 校内LAN・パソコン整備事業
生涯学習・スポーツ振興	総合スポーツ公園整備事業 サイクリング・ウォーキングロード整備事業(再掲) 総合型スポーツクラブの育成
地域文化の向上	埋蔵文化財の発掘・保護 伝承文化や伝統行事の保存 芸術文化団体・芸術文化活動の支援 文化の里整備事業 コンサートホールなど多目的に利用できる文化ホール整備事業の検討
国際交流の推進	中学校生徒海外派遣事業

6 重点プロジェクト（新市事業、再掲）

（１）健やかで安らかなまちづくり

- （仮称）北部デイサービスセンターの設置
- （仮称）山県郡まるごと福祉健康村拠点施設整備事業

（２）便利で快適なまちづくり

- （仮称）高富インターチェンジの早期開設促進及び周辺整備
- 幹線道路網の改良整備
- 上下水道整備事業
- 総合交通体系の整備 自主運行バスの拡充と運賃体系の統一
- 高度情報化の推進 C A T Vの整備

（３）豊かで美しい自然を守るまちづくり

- 地域新エネルギー導入促進事業

（４）活力あふれる産業のまちづくり

- 県営産業団地の誘致推進及び周辺整備

（５）豊かな心と文化を育むまちづくり

- 小中学校施設整備事業
- 総合スポーツ公園整備事業

新市における岐阜県事業の推進

IV章で整理した主要事業のうち岐阜県が事業主体となつて行う事業を再整理します。河川・砂防事業、幹線道路網の整備、農村や農業施設の整備、森林の整備など基盤整備関連事業が中心です。

【施策項目】	【主要事業】
河川・砂防事業	広域基幹河川改修事業（鳥羽川、武儀川） 河川改修事業（鳥羽川、伊自良川） 急傾斜地崩壊対策事業 通常砂防事業
幹線交通網の整備	国道256号道路改築事業 国道418号道路改築事業 主要地方道岐阜美山線道路改築事業 県道伊自良高富線道路改良事業 県道神崎高富線道路改良事業 交通安全事業、交通安全施設整備事業 橋梁補修事業
住環境の整備	県営中山間地域農村活性化総合整備事業
森林の整備	水源森林総合整備事業
農林業の振興	県営中山間地域農村活性化総合整備事業（再掲） 県営かんがい排水事業（中濃用水） ふるさと林道緊急整備事業 伊自良～根尾線

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

行政一般分科会

協議項目		各種事務事業の取扱い			協議細目	防災関係事業
調整の方針		<p>(案) 地域防災計画については、新市において速やかに策定するものとする。</p> <p>伊自良村及び美山町の防災行政無線(同報系)の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備するものとする。</p> <p>防災行政無線(移動系)の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。</p>				
項目		高富町	伊自良村	美山町	備考	
地域 防災 計画	目的	<p>災害対策基本法第42条の規定に基づき、高富町防災会議が作成する計画であって、高富町地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧計画に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することによって、防災の万全を期し住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p>				
	主な概要	<p>1. 一般対策計画編</p> <p style="padding-left: 20px;">総則</p> <p style="padding-left: 20px;">災害予防計画</p> <p style="padding-left: 20px;">災害応急対策</p> <p style="padding-left: 20px;">災害復旧計画</p> <p style="padding-left: 20px;">高富町水防計画</p> <p>2. 地震災害対策計画編</p> <p style="padding-left: 20px;">総則</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害予防対策</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害応急対策</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害復旧対策</p>	<p>1. 風水害等災害対策計画編</p> <p style="padding-left: 20px;">総則</p> <p style="padding-left: 20px;">災害予防計画</p> <p style="padding-left: 20px;">災害応急対策</p> <p style="padding-left: 20px;">災害復旧計画</p> <p>2. 地震災害対策計画編</p> <p style="padding-left: 20px;">総則</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害予防対策</p> <p style="padding-left: 20px;">東海地震の予知に係る対策</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害応急対策</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害復旧対策</p>	<p>1. 風水害等災害対策計画編</p> <p style="padding-left: 20px;">総則</p> <p style="padding-left: 20px;">災害予防計画</p> <p style="padding-left: 20px;">災害応急対策</p> <p style="padding-left: 20px;">災害復旧計画</p> <p>2. 地震災害対策計画編</p> <p style="padding-left: 20px;">総則</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害予防対策</p> <p style="padding-left: 20px;">東海地震の予知に係る対策</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害応急対策</p> <p style="padding-left: 20px;">地震災害復旧対策</p>		
参考法令		<p>災害対策基本法(抄)</p> <p>(市町村地域防災計画)</p> <p>第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。</p> <p>2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画</p> <p>(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項</p> <p>3～5 省略</p>				

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

行政一般分科会

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目	防災関係事業	
調整の方針						
項目		高富町	伊自良村	美山町	備考	
防災行政無線 (同報系)	設置目的			行政需要の多様化と情報化時代に対応し、行政連絡と住民生活に必要な情報を正確かつ迅速に伝達し、住民の意識向上を図ると共に災害等非常時の連絡施設として設置している。	防災、応急救助、災害復旧等に関する業務を遂行することを主たる目的として設置している。	
	固定局 (親局)	呼称			こうほういじら	こうほうみやま
		周波数			68.805MHz	57.260MHz
		設置場所			伊自良村役場庁舎 無線室	美山町役場庁舎 無線室
		定時放送(時報)			3回/日(午前7時・正午・夕方) 夕方：午後4時30分～午後6時(季節により時間調整)	3回/日(午前6時・正午・夕方) 夕方：10月～5月は午後5時、6月～9月は午後6時
		随時放送			各課からの行政連絡	各課からの行政連絡
		緊急放送			災害発生時 警報発令時 等	災害発生時 警報発令時 等
	中継所			無	し 1カ所(美山町佐野地区) 68.205MHz	
	屋外拡声子局	無線			18カ所(アンサーバック機能付)	41カ所(アンサーバック機能付)
		有線			1カ所	1カ所
		放送内容			各地区区長・消防団班長に一任(利害関係が発生する内容等の放送は禁止)	各地区区長・消防団副分団長に一任(営利関係内容の放送は禁止)
	戸別受信機	設置対象			村内に住所を有する者の世帯 公共団体の施設 その他村長が必要と認める事業所等	町内に居住する家屋 公共団体の施設 その他町長が特に必要と認めたもの
		設置基準			原則1世帯等につき1台	原則1台
		H14.5.1現在設置台数			865台	2,984台
貸与方法				無償貸与	無償貸与	

防災行政無線(同報系)設備はないが、「高富町有線テレビ」の自主放送により、区域内に情報提供している。
各集落に46カ所設置された屋外拡声器により定時放送(時報)、行政連絡放送、緊急放送(災害時)を実施している。
告知放送端末機を設置している世帯には、定時放送等を音声により知らせている。

アンサーバック機能
拡声子局の受信確認等の動作状態等を親局に対して、信号送出できる機能。
この機能を利用して、音声により親局との通信も可能。
美山町は、子局8カ所に雨量・気温・水位テレメーター機能が装備されている。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

行政一般分科会

協議項目		各種事務事業の取扱い			協議細目	防災関係事業		
調整の方針								
項目		高富町	伊自良村	美山町	備考			
防 災 行 政 無 線 (移 動 系)	設置目的	町本部と集落、災害現場等の相互通信を確保することにより、災害時において十分な情報の収集、伝達等を円滑にする。		村本部と集落、災害現場等の相互通信を確保することにより、災害時において十分な情報の収集、伝達等を円滑にする。		町本部と集落、災害現場等の相互通信を確保することにより、災害時において十分な情報の収集、伝達等を円滑にする。		
	基地局	呼称	行政たかのみ	ぎょうせいじら	ぎょうせいみやま			
		周波数	466.825MHz	466.6375MHz	153.730MHz			
		設置場所	高富町役場庁舎 放送室	伊自良村役場庁舎 無線室	美山町役場庁舎 無線室			
		通信内容	災害発生時の情報伝達 行政事務連絡 等		災害発生時の情報伝達 行政事務連絡 等		災害発生時の情報伝達 行政事務連絡 等	
	陸上移動局	車載型	8台(5W)	6台(5W・広域共通波装備)	12台(10W)			
				5台(5W)				
		可搬型	2台(5W)	1台(5W・防災相互波のみ装備)	9台(10W)			
				2台(5W)				
		携帯型	7台(5W・広域共通波装備)	5台(5W・広域共通波装備)	10台(5W・防災相互波装備)			
			2台(5W)	10台(4W・広域共通波装備)	2台(1W)			
			15台(1W・広域共通波装備)	13台(1W)				
12台(1W)								

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

行政一般分科会

協議項目		各種事務事業の取扱い	協議細目	地域情報化関係事業
調整の方針		(案) 有線テレビ放送については、情報インフラの整備(幹線の光ファイバー化・デジタル対応等)を図り、双方向通信に対応すると共に、当該システムを市域全域に拡大し、新市の地域情報化を推進するものとする。		
項目		高富町有線テレビ概要		備考
施設名	名称	高富町有線テレビ		光ファイバー 光を用いて情報を伝達する際に、光の伝送路として用いるきわめて細いガラス-ファイバー。石英ガラスなどを材料とし、断面の中心部の屈折率を周辺部より高くすることで、光信号を減衰させることなく送ることができる。 双方向通信 一方的な情報の伝達でなく、電話に代表されるような対話型の通信。
	通称	CCT (ケーブルコミュニケーションたかのみ)		
業務区域		岐阜県山県郡高富町内全域		
開局日		平成6年4月1日		
局舎位置		岐阜県山県郡高富町高富2203番地		
伝送方式		VHF伝送方式		
伝送可能容量		300MHz (テレビ約30チャンネルまで伝送可能)		
受信契約世帯数		4,919世帯 (平成14年3月31日現在)		
加入負担金		52,500円 (脱退時の返却無し)		
利用料		1ヶ月1加入500円 (4月と10月の2回で徴収)		
伝送路		同軸ケーブル(約304Km) ・ 電柱(自営柱257本 ・ 中部電力柱2,782本 ・ NTT柱1,124本)		
有線テレビの基本的な考え方		有線テレビ放送(CATV)は、同軸ケーブルを通じて、各家庭に多数の映像を再送信するとともに、自主放送を軸として次の業務を行う。 町民及び町民組織への広報媒体としての役割 地域情報・近隣情報の提供と地域における諸活動の相互交流の場の提供 教育・防犯・防災等地域社会への貢献情報の提供 双方向伝達機能を活用し、農業施設の遠隔監視制御・気象観測・河川水位観測等の情報の提供		
CCTのサービス内容	自主放送	自主制作番組 生活情報・農業情報・商工業情報・気象情報など生活・文化・産業の向上に必要な情報を中心に、地域に密着した番組を自主制作し、自主放送チャンネルで放送している。また、敬老会等は生中継で、町議会の一般質問等は録画で放送を実施している。 音声告知放送(PCM多重情報伝送システム) 定時放送(時報)、行政連絡放送、緊急放送(災害時等)を実施している。 屋外告知放送 各集落に46ヵ所設置された屋外拡声器により定時放送(時報)、行政連絡放送、緊急放送(災害時等)を実施している。 農業気象・水位観測等の情報の提供 高富・大桑地区に気象観測ロボットを設置し、気温・風向風速・雨量・日射量等のデータを、鳥羽川、伊自良川、三田又川に水位観測ロボットを設置し、10分間隔で測定したデータを静止画で定時に各家庭へ送信している。		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

行政一般分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	地域情報化関係事業
調整の方針			
項目	高富町有線テレビ概要	備考	
C C T の サ ー ビ ス 内 容	<p>テレビ放送(地上波) NHK2波(総合3ch・教育9ch)と民放5波(東海1ch・中京4ch・CBC5ch・岐阜6ch・名古屋11ch)のテレビ電波を同時再送信する。</p> <p>メリット テレビアンテナが不要となり、町内のどこでも同一に画質の良いテレビ放送が視聴できる。 それぞれのテレビ電波にのっている多重放送もきれいに視聴できる。</p> <p>FMラジオ放送 ZipFM(77.8)・FM愛知(80.7)・NHKFM(83.6)</p> <p>衛星放送(BS) BS放送(アナログ・デジタル)を一般のテレビ電波に変調して、同時再送信(希望者のみ)する。</p> <p>アナログ放送 NHK2波(第1放送7ch・第2放送2ch / 基本料金内) 民放1波(WOWOW / 有料)</p> <p>デジタル放送(STB(セット・トップ・ボックス)チューナーで受信可能) NHK3波(NHK - BS1・NHK - BS2・NHK - BSハイビジョン / 基本料金内) 民放5波(BS日テレ4ch・BS朝日5ch・BS i6ch・BSジャパン7ch・BSフジ8ch / 基本料金内) 民放2波(WOWOW・スターチャンネル / 有料) その他、約400chデータ放送等</p> <p>衛星放送(CS) JCSAT・スーパーバードの両通信衛星(CS放送)から送られてくるデジタル放送をアナログ変換し同時再送信する。</p> <p>ベーシック(基本料金内)2波 (ファミリー劇場・キッズステーション グリーンチャンネルアグリネット)</p> <p>ペイ(有料)2波 (グリーンチャンネルレーシングネット スターチャンネル)</p>		
双方向伝達機能	将来、セキュリティーシステムによる行政各種申請書発行・パソコン通信・インターネット等、多角的に活用できる。		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

住民行政分科会

協議項目		各種事務事業の取扱い	協議細目	国民健康保険事業(保険税賦課関係)						
調整の方針		<p>(案) 国民健康保険税については、合併時に統一した税率等を適用するものとする。この場合、応益割合(均等割額、平等割額)が、45%から55%未満となるよう調整するものとする。</p> <p>平成15年度の医療保険分については、1人当たり保険税額が77,000円から78,000円となるよう調整するものとする。ただし、所得金額、保険給付費等の動向により再検討する。</p> <p>平成15年度の介護保険分については、1人当たり保険税額が15,000円から16,000円となるよう調整するものとする。ただし、所得金額、介護納付金等の動向により再検討する。</p> <p>国民健康保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保するための適正な負担額となるよう最高5年間で調整するものとする。</p> <p>賦課方式、軽減割合、課税限度額、賦課期日及び納期については、現行のとおりとする。</p>								
項目		高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	備 考					
国民健康保険税 (平成十三年 度)	賦課方式等	医療保険分 (平成13年度本算定時)	所得割	5.20 %	所得割	5.27 %	所得割	4.84 %		
			資産割	43.00 %	資産割	30.32 %	資産割	45.61 %		
			均等割	31,200 円	均等割	29,600 円	均等割	30,600 円		
			平等割	33,000 円	平等割	31,600 円	平等割	32,400 円		
			1人当たり保険税額		83,816 円	1人当たり保険税額		75,469 円		1人当たり保険税額
	賦課方式等	介護保険分 (平成13年度本算定時)	所得割	0.69 %	所得割	0.56 %	所得割	0.45 %		
			資産割	5.36 %	資産割	4.33 %	資産割	4.49 %		
			均等割	6,300 円	均等割	6,300 円	均等割	5,500 円		
			平等割	3,900 円	平等割	4,000 円	平等割	3,500 円		
			1人当たり保険税額		16,591 円	1人当たり保険税額		16,518 円		1人当たり保険税額
軽減割合		7割軽減・5割軽減・2割軽減適用		7割軽減・5割軽減・2割軽減適用		7割軽減・5割軽減・2割軽減適用				
課税限度額		医療保険分 530,000 円 介護保険分 70,000 円	医療保険分 530,000 円 介護保険分 70,000 円	医療保険分 530,000 円 介護保険分 70,000 円	医療保険分 530,000 円 介護保険分 70,000 円	医療保険分 530,000 円 介護保険分 70,000 円	医療保険分 530,000 円 介護保険分 70,000 円			
賦課期日		4月1日		4月1日		4月1日				
納 期		第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 7月1日から同月31日まで 第4期 8月1日から同月31日まで 第5期 9月1日から同月30日まで 第6期 10月1日から同月31日まで 第7期 11月1日から同月30日まで 第8期 12月1日から同月31日まで 第9期 1月1日から同月31日まで 第10期 2月1日から同月末日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 7月1日から同月31日まで 第4期 8月1日から同月31日まで 第5期 9月1日から同月30日まで 第6期 10月1日から同月31日まで 第7期 11月1日から同月30日まで 第8期 12月1日から同月31日まで 第9期 1月1日から同月31日まで 第10期 2月1日から同月末日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 7月1日から同月31日まで 第4期 8月1日から同月31日まで 第5期 9月1日から同月30日まで 第6期 10月1日から同月31日まで 第7期 11月1日から同月30日まで 第8期 12月1日から同月31日まで 第9期 1月1日から同月31日まで 第10期 2月1日から同月末日まで	第1期 5月1日から同月31日まで 第2期 6月1日から同月30日まで 第3期 7月1日から同月31日まで 第4期 8月1日から同月31日まで 第5期 9月1日から同月30日まで 第6期 10月1日から同月31日まで 第7期 11月1日から同月30日まで 第8期 12月1日から同月31日まで 第9期 1月1日から同月31日まで 第10期 2月1日から同月末日まで					

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

住民行政分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	国民健康保険事業(保険給付・助成関係)
調整の方針	(案) 国民健康保険療養給付費一部負担金については、現行のとおりとする。 出産育児一時金については、現行のとおりとする。 葬祭費については、50,000円とする。 高額療養費支払資金貸付事業については、高額療養費支給金額の9割相当額まで貸し付けを行うものとする。 成人病予防健診料助成事業については、助成額を1件につき10,000円とし、年齢制限は設けないものとする。 無受診世帯表彰にあっては、1世帯につき5,000円相当の記念品を進呈する。ただし、被保険者の人数加算は、行わないものとする。				
項目	高富町	伊自良村	美山町	備考	
療養給付費一部負担金	一般被保険者	3割	一般被保険者	3割	
	退職被保険者		退職被保険者		
	本人	2割	本人	2割	
	被扶養者入院	2割	被扶養者入院	2割	
	被扶養者外来	3割	被扶養者外来	3割	
出産育児一時金	1件につき300,000円	1件につき300,000円	1件につき300,000円		
葬祭費	20,000円	50,000円	50,000円		
高額療養費支払資金貸付事業	高額療養費支給金額の9割相当額まで貸付	高額療養費支給金額の8割相当額まで貸付	高額療養費支給金額の9割相当額まで貸付		
成人病予防健診料助成事業	1件につき5,000円	1件につき10,000円	1件につき10,000円(ただし、40歳以上の者)		
無受診世帯表彰	概要 前年度1年間、保険診療を受けなかった国民健康保険世帯で、かつ保険料の滞納がない世帯に対し表彰を行う。 給付内容 被保険者1人当たり5,000円相当記念品。	概要 前年度1年間、保険診療を受けなかった国民健康保険世帯で、かつ保険料の滞納がない世帯に対し表彰を行う。 給付内容 被保険者1人につき15,000円分商品券。(2人目から1人増すごとに2,000円加算。)	概要 1年間以上、保険診療を受けなかった国民健康保険世帯で、かつ保険料の滞納がない世帯に対し表彰を行う。 給付内容 1世帯当たり5,000円相当記念品。		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

住民行政分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	国民健康保険事業
調整の方針			

【先進事例】

市町村名等	合併(予定)期日	調整方針
西 京 市	平成13年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料率については、田無市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、平成14年度より新料率を設定するものとする。 ・賦課期日については、両市に相違がないため現行のとおりとする。 ・納期については、田無市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。
篠 山 市	平成11年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の税率については、合併時に統一を図る。ただし、被保険者(納税者)に急激な負担増加とならないよう調整につとめる。 ・国民健康保険税の賦課(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課方法)及び減額(所得額の区分による軽減の割合)については、4町とも同一であるため現行のとおりとする。 ・国民健康保険税の納期については、4町とも7月・9月・11月・1月と同一であるため現行のとおりとする。 ・医療機関で診療等を受けた場合、被保険者が支払う一部負担金や出産育児一時金等の保険給付事業については、4町とも同一の負担割合及び給付額であるため現行のとおりとする。
さ ぬ き 市	平成14年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。 ・納税義務の発生、消滅等に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については現行のとおりとする。 ・軽減割合は、7割軽減・5割軽減・2割軽減を適用することとする。 ・納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。 ・人間ドッグ補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については統一を図る。 ・高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は15,000,000円とし、貸付額は現行のとおりとする。
引 田 町 白 鳥 町 大 内 町 合併協議会	平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の減額(応益分)の軽減割合については、白鳥町の例により調整する。 ・国民健康保険税の納期については、3町に相違がないため現行のとおりとする。 ・国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額については、3町に相違がないため現行のとおりとする。 ・国民健康保険税の基礎課税額の税率については、医療費に見合う税率を定める。 ・国民健康保険税の介護納付金課税額の課税限度額については、3町に相違がないため現行のとおりとする。 ・国民健康保険税の介護納付金課税額の税率については、白鳥町の例により調整する。 ・国民健康保険税の納税義務の発生、消滅に伴う賦課については、3町に相違がないため現行のとおりとする。 ・保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、3町に相違がないため現行のとおり引き継ぎ、葬祭費については、4万円とする。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

環境分科会

協議項目		各種事務事業の取扱い			協議細目	環境関係事業(ごみ収集関係)
調整の方針		(案) 可燃ごみの収集については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、新市においては各自治会との協議等により調整を図るものとする。 不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの収集については、現行のとおりとする。				
項目		高富町	伊自良村	美山町	備考	
可燃ごみ	収集方法	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式		
	収集場所	各地区ごみ収集ステーション(571箇所) ・可燃ごみ収集ボックス未設置	各地区ごみ収集ステーション(50箇所) ・可燃ごみ収集ボックス設置	各地区ごみ収集ステーション(112箇所) ・可燃ごみ収集ボックス設置		
	収集日	週 2 回	週 2 回	週 2 回		
不燃ごみ・粗大ごみ	収集方法	戸別収集 ごみ収集希望者が山県郡不燃ごみ・粗大ごみ受付センターへ申請を行い、業者が指定収集日に戸別に収集を行う。 直接搬入 ごみ収集希望者が山県郡不燃ごみ・粗大ごみ受付センターへ申請の後、直接、山県郡環境保全センターへ搬入する。	戸別収集 ごみ収集希望者が山県郡不燃ごみ・粗大ごみ受付センターへ申請を行い、業者が指定収集日に戸別に収集を行う。 直接搬入 ごみ収集希望者が山県郡不燃ごみ・粗大ごみ受付センターへ申請の後、直接、山県郡環境保全センターへ搬入する。	戸別収集 ごみ収集希望者が山県郡不燃ごみ・粗大ごみ受付センターへ申請を行い、業者が指定収集日に戸別に収集を行う。 直接搬入 ごみ収集希望者が山県郡不燃ごみ・粗大ごみ受付センターへ申請の後、直接、山県郡環境保全センターへ搬入する。		
	収集日	戸別収集 月 1 回 直接搬入 随 時	戸別収集 月 1 回 直接搬入 随 時	戸別収集 月 1 回 直接搬入 随 時		
	町村で収集しないごみ	ごみ収集許可業者に直接収集を依頼又は販売店等に引き取りを依頼。	ごみ収集許可業者に直接収集を依頼又は販売店等に引き取りを依頼。	ごみ収集許可業者に直接収集を依頼又は販売店等に引き取りを依頼。		
	資源ごみ	収集方法	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	
	収集場所	各地区ごみ収集ステーション(101箇所) ・収集日の2日前に収集場所に回収ボックスを設置し、収集日に回収する。	各地区ごみ収集ステーション(13箇所) ・収集日の2日前に収集場所に回収ボックスを設置し、収集日に回収する。	各地区ごみ収集ステーション(105箇所) ・収集日の2日前に収集場所に回収ボックスを設置し、収集日に回収する。		
	収集日	月 1 回	月 1 回	月 1 回		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目	その他協議が必要な事業(公共施設の名称等)			
調整の方針		(案) 公共施設の名称については現行の名称を基本とし、住民にとってわかりやすい名称となるよう調整する。 公共施設の供用時間等については現行の運営方法を基本とし、住民の利便性に配慮するとともに、施設の利用実態に応じて統一するよう調整に努めるものとする。						
福祉施設	所在町村	施設名称		供用時間等		休館日等		備考
		現行	新市	現行	新市	現行	新市	
保育所	高富町	高富保育所	高富保育園	平日 7:30～19:00	同左			祝日(振替休日を含む。以下同じ。) 年末年始(12月29日から翌年1月3日までをいう。以下同じ。)
	高富町	中部保育所	富岡保育園	土曜日 7:30～12:30				
	高富町	梅原保育所	梅原保育園	平日 7:30～18:00		日曜日、祝日、年末年始	同左	
	高富町	桜尾保育所	桜尾保育園		同左			
	高富町	大桑保育所	大桑保育園	土曜日 7:30～12:30				
	伊自良村	伊自良村保育所	伊自良保育園	平日 7:30～19:00 土曜日 7:30～12:30	同左	日曜日、祝日、年末年始	同左	
	美山町	西武芸保育所	西武芸保育園	平日 7:45～18:00 土曜日 7:45～12:30	平日 7:30～19:00 土曜日 7:30～12:30	日曜日、祝日、年末年始	同左	
	美山町	富永保育所	富永保育園					
	美山町	中央保育所	青波保育園	平日 7:45～17:00	平日 7:30～18:00			
	美山町	乾保育所	乾保育園			日曜日、祝日、年末年始	同左	
	美山町	谷合保育所	谷合保育園	土曜日 7:45～12:30	土曜日 7:30～12:30			
	美山町	葛原保育所	葛原保育園					
その他福祉施設	高富町	高富町児童館	高富児童館	8:30～17:15	同左	月曜日(祝日の場合は翌日)、祝日、第3日曜日、年末年始	同左	
	高富町	高富町子どもげんきはうす	市子どもげんきはうす	8:30～17:15	同左	月曜日(祝日の場合は翌日)、祝日、第3日曜日、年末年始	同左	
	高富町	ピッコロ療育センター	同左	9:00～16:00	同左	土・日曜日、祝日、年末年始	同左	
	高富町	高富町母子健康センター		8:30～17:15		月曜日、祝日、年末年始		新市においては、用途を変更する。
	伊自良村	伊自良村母子健康センター		8:30～17:15		土・日曜日、祝日、年末年始		新市においては、用途を変更する。
	高富町	高富町保健福祉ふれあいセンター	市保健福祉ふれあいセンター	8:30～17:15	同左	土・日曜日、祝日、年末年始	同左	
	高富町	高富町総合福祉センター		9:00～22:00		月曜日、祝日、年末年始		新市においては、廃止する。
	高富町	高富町老人福祉センター	高富老人福祉センター	9:00～17:00	同左	月曜日、祝日、年末年始		
	伊自良村	伊自良村老人福祉センター	伊自良老人福祉センター	9:00～17:00	同左	月曜日、祝日、第3日曜日、年末年始	月曜日(祝日の場合は翌日)、祝日、第3日曜日、年末年始	
	美山町	美山町老人福祉センター	美山老人福祉センター	9:00～17:00	同左	土・日曜日、祝日、年末年始		
	美山町	美山町在宅介護支援センター		8:30～17:15		土・日曜日、祝日、年末年始		
	美山町	美山町デイサービスセンター「やすらぎ館」		9:00～17:00		土・日曜日、祝日、年末年始		新市においては、管理運営方法を変更する。
	美山町	養護老人ホーム 美山荘	市美山荘					
高富町	美里会館	同左	9:00～17:00	同左	日曜日、祝日、年末年始	同左		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目	その他協議が必要な事業(公共施設の名称等)			
調整の方針								
小・中学校	所在町村	施設名称		供用時間等		休館日等		備考
		現行	新市	現行	新市	現行	新市	
小学校	高富町	高富小学校	同左	(グラウンド・体育館)	同左	年末年始	同左	
	高富町	富岡小学校	同左	*土・日曜日、祝日、長期休業日				
	高富町	梅原小学校	同左	9:00～22:00				
	高富町	桜尾小学校	同左	*平日 18:00～22:00				
	高富町	大桑小学校	同左					
	伊自良村	伊自良北小学校	同左	(グラウンド) *日曜日、祝日 8:00～17:00	(グラウンド) *土・日曜日、祝日、長期休業日	第3日曜日	年末年始	
	伊自良村	伊自良南小学校	同左	(体育館) *日曜日、祝日、長期休業日 3～9月 6:00～22:00 10～2月 8:00～22:00 *平日 18:30～22:00	9:00～17:00			
				(体育館) *土・日曜日、祝日、長期休業日	9:00～22:00			
	美山町	西武芸小学校	同左	(グラウンド・体育館)	同左	第3日曜日	年末年始	
	美山町	富波小学校	同左	*土・日曜日、祝日、長期休業日				
	美山町	いわ桜小学校	同左	9:00～22:00				
美山町	乾小学校	同左	*平日 18:00～22:00					
中学校	高富町	高富中学校	同左	(グラウンド・体育館) *土・日曜日、祝日、長期休業日 9:00～22:00 *平日 18:00～22:00	同左	年末年始	同左	
	伊自良村	伊自良中学校	同左	(グラウンド・体育館) *日曜日、祝日、長期休業日 3～9月 6:00～22:00 10～2月 8:00～22:00 *平日 18:30～22:00				
				美山町	美山北中学校	美山中学校	(グラウンド・体育館) *土・日曜日、祝日、長期休業日 9:00～22:00	同左
	美山町	美山南中学校	*平日 18:00～22:00					

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目	その他協議が必要な事業(公共施設の名称等)			
調整の方針								
社会教育施設	所在町村	施設名称		供用時間等		休館日等		備考
		現行	新市	現行	新市	現行	新市	
公民館	高富町	高富町中央公民館	高富中央公民館	9:00～17:00 *館長が認める場合は22時まで	同左	月曜日、祝日、第3日曜日、年末年始	月曜日(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日、年末年始	
	高富町	高富公民館	同左					
	高富町	富岡公民館	同左					
	高富町	梅原公民館	同左					
	高富町	桜尾公民館	同左					
	高富町	大桑公民館	同左					
	伊自良村	伊自良村中央公民館	伊自良中央公民館	8:30～22:00	9:00～17:00 *館長が認める場合は22時まで	第3日曜日、年末年始	月曜日(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日、年末年始	
	美山町	美山町中央公民館	美山中央公民館	4月～9月 8:00～22:00 10月～3月 8:30～22:00	9:00～17:00 *館長が認める場合は22時まで	無	月曜日(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日、年末年始	
	美山町	西武芸地区公民館	西武芸公民館					
	美山町	富波地区公民館	富波公民館					
	美山町	乾地区公民館	乾公民館					
	美山町	谷合地区公民館	谷合公民館					
	美山町	葛原地区公民館	葛原公民館					
	美山町	北山地区公民館	北山公民館					
その他社会教育施設	美山町	美山町コミュニティセンター						平成14年度中に廃止予定。
	美山町	北山交流センター	同左	14:00～翌日12:00	14:00～翌日10:00	水曜日(祝日の場合は翌日)	水曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始	
	美山町	柿野交流センター	同左	体育館 9:00～17:00	体育館 9:00～22:00			
	美山町	葛原郷土研修室	同左	8:00～22:00	9:00～22:00	年末年始		
	美山町	北武芸郷土研修室	みやまジョイフル倶楽部					
	伊自良村	伊自良村図書館、美術館、歴史民俗資料館	伊自良図書館	9:00～17:00	同左	月曜日(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日、第3日曜日、12月28日～翌年1月3日	同左	
	伊自良美術館							
	伊自良歴史民俗資料館							

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目	その他協議が必要な事業(公共施設の名称等)			
調整の方針								
社会体育施設	所在町村	施設名称		供用時間等		休館日等		備考
		現行	新市	現行	新市	現行	新市	
社会体育施設	高富町	高富町民体育館	高富体育館	9:00～22:00 *第3日曜日は17時まで	同左	年未年始	同左	
	高富町	高富町民グラウンド	高富グラウンド					
	高富町	大桜町民グラウンド	大桜グラウンド					
	高富町	佐賀町民広場	佐賀広場					
	高富町	梅原スポーツランド	同左					
	高富町	高富町総合運動場	市総合運動場	(総合体育館) 9:00～22:00 *第3日曜日は17時まで (多目的グラウンド) 9:00～21:30 *第3日曜日は17時まで	同左	月曜日(祝日の場合は翌日)、年未年始	同左	
	高富町	雇用促進事業団委託 高富勤労者体育センター	同左	9:00～22:00 *第3日曜日は17時まで	同左	年未年始	同左	
	伊自良村	伊自良村総合運動公園	伊自良総合運動公園	8:00～21:30	同左	月曜日(祝日の場合を除く。)、第3日曜日、12月28日～1月4日	月曜日(祝日の場合は翌日)、年未年始	
	伊自良村	伊自良村ふれあいドーム、さわやかドーム	伊自良ふれあい・さわやかドーム	6:00～22:00	同左	12月28日～12月31日	同左	
	美山町	山県高等学校体育施設	同左	*土・日曜日、祝日、長期休業日 5:00～22:00 *平日 18:00～22:00	*土・日曜日、祝日、長期休業日 9:00～22:00 *平日 18:00～22:00	12月1日～3月1日	年未年始	
	美山町	美山町総合運動場	美山総合運動場	8:00～22:00	9:00～22:00	年未年始	年未年始	
	美山町	葛原運動場	同左					
	美山町	葛原体育館	同左					
	美山町	北武芸運動場	みやまジョイフル倶楽部					
	美山町	北武芸体育館						
	美山町	美山町営テニスコート	美山テニスコート	4月～10月 7:00～21:30 11月～3月 8:30～17:00	9:00～22:00	無	年未年始	
美山町	美山町民プール	美山プール	10:00～16:00	同左	9月～翌年の7月	同左		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目		その他協議が必要な事業(公共施設の名称等)		
調整の方針								
農山村等 関連施設	所在 町村	施設名称		供用時間等		休館日等		備考
		現行	新市	現行	新市	現行	新市	
農山村等 関連施設	高富町	高富町農業研修センター	/	9:00～21:00	/	火曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日	/	平成14年度中に、用途を変更する。
	美山町	転作促進技術研修センター	同左	9:00～22:00	同左	無	無	
	高富町	高富北部地区多目的研修集会センター	同左	9:00～17:00 *館長が認める場合は22時まで	同左	月曜日、祝日、第3日曜日、年末年始	月曜日(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日、年末年始	
	美山町	美山町構造改善センター	美山構造改善センター	9:00～22:00	9:00～17:00 *館長が認める場合は22時まで	無	月曜日(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日、年末年始	
	美山町	美山町生活改善センター	美山生活改善センター	9:00～22:00	同左	/	/	
	美山町	美山町山村開発センター	美山山村開発センター	9:00～22:00	同左	/	/	
	伊自良村	伊自良緑地等管理中央センター	同左	9:00～17:00	同左	/	/	
	高富町	高富ふれあい農産物直売市場	同左	9:00～21:00	同左	/	/	
	伊自良村	伊自良農産物直売所	同左	9:00～22:00	同左	/	/	
	美山町	ふれあいバザール	同左	平日 7:00～18:00 *冬は17時まで 日曜日・祝日 6:00～18:00 *冬は17時まで	同左	月曜日、第3日曜日、年末年始	同左	
伊自良村	伊自良特産品開発事務所	同左	8:30～17:15	同左	土・日曜日、祝日、年末年始	同左		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目		各種事務事業の取扱い			協議細目		その他協議が必要な事業(公共施設の名称等)	
調整の方針								
公園	所在町村	施設名称		供用時間等		休館日等		備考
		現行	新市	現行	新市	現行	新市	
公園	高富町	四国山香りの森公園	同左					
	高富町	みんなのげんき広場	同左					
	高富町	赤尾ふれあい公園	同左					
	高富町	鏡岩公園	同左					
	高富町	石田川公園	同左					
	高富町	椎倉東山公園	同左					
	高富町	伊田洞公園	同左					
	高富町	北町児童公園	同左					
	高富町	天王児童公園	同左					
	高富町	本町1丁目児童公園	同左					
	高富町	東野台児童公園	同左					
	高富町	双葉台児童公園	同左					
	高富町	高木子ども公園	同左					
	高富町	サングリーン児童公園	星ヶ丘児童公園					
	高富町	仲町なかよし公園	同左					
	高富町	梅原あおぞら公園	同左					
	高富町	扇町ポケットパーク	同左					
	高富町	共和町いこい広場	同左					
	伊自良村	伊自良村フラワーパークすいげん	伊自良フラワーパークすいげん	(パターゴルフ場) 土・日曜日、祝日 9:00～16:00 (その他)	同左	(パターゴルフ場) 月～金曜日(祝日除く。) 8月13日～8月15日、年未年始 (その他)	同左	
	伊自良村	山王ふれあい公園	同左					
伊自良村	道の駅いじら	上願ポケットパーク						
伊自良村	ハリヨ公園	同左						
美山町	乳児の森公園	同左						
美山町	ふれあい広場	同左						
美山町	桔梗公園	美山桔梗公園						

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目		各種事務事業の取扱い				協議細目	その他協議が必要な事業(公共施設の名称等)		
調整の方針									
その他施設	所在町村	施設名称		供用時間等		休館日等		備考	
		現行	新市	現行	新市	現行	新市		
その他施設	高富町	香り会館	同左	9:00 ~ 17:00	同左	火曜日、年未年始	同左		
	伊自良村	伊自良キャンプ場	同左	13:00 ~ 翌日12:00	同左	9月第1日曜翌日 ~ 7月第1土曜前日	同左		
	伊自良村	伊自良湖ステージ	同左	9:00 ~ 22:00	同左	年未年始	同左		
	伊自良村	青少年の森遊水施設	青少年の森遊水広場						
	美山町	美山町グリーンプラザみやま	グリーンプラザみやま	(宿泊施設) *宿泊 14:00 ~ 翌日12:00 *日帰り 10:00 ~ 16:00 (研修施設) 8:00 ~ 22:00	同左	キャンプ場は11月1日 ~ 4月最終金曜日。 コテージは年中無休。	同左		
	美山町	美山町あいの森山の家	あいの森山の家	*宿泊 14:00 ~ 翌日12:00 *日帰り 10:00 ~ 16:00	同左	キャンプ場は11月1日 ~ 4月最終金曜日	同左		
	美山町	山県郡環境保全センター	市クリーンセンター		8:30 ~ 17:15	同左	土・日曜日、年未年始	土・日曜日、祝日、年未年始	
	高富町	高富町有線テレビ(CCT)	市有線テレビ						
	高富町	天王自転車駐車場	同左						
	高富町	高富自転車駐車場	同左						
	高富町	山県消防組合本部	市消防本部						
	高富町	山県消防組合南消防署	市南消防署						
美山町	山県消防組合北消防署	市北消防署							